

事務局説明資料

(金融グループを巡る制度の変遷等)

平成27年5月19日
金融庁総務企画局

金融グループを巡る制度のあり方について

背景

- 金融審議会では、決済業務の高度化についての審議が進められているが、そこでの議論等を通じ、この問題が、金融グループのIT戦略、更には、グループ全体の経営戦略の問題と密接不可分であることが認識されている。
- 足許、金融グループの多様化・国際化等が進展しているが、持株会社その他の金融グループを巡る現行の制度は、これらの実態に必ずしも十分に適合していないとの指摘も存在。
 - 主要行グループを中心に、金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は低下の傾向
 - 他方で、近時の国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を母国当局が責任をもって監督していくべきとの流れ
 - グループ全体の競争力強化に向けて、持株会社には、グループ全体での戦略的な経営方針の策定、的確な経営・リスク管理およびそのために必要な資本・資金の調達など、より幅広い中核的な役割が求められる傾向（これに対し、現行法上、持株会社は、金融機関の主要株主の一形態との位置づけ）
 - さらに、グループのシナジー、コスト削減効果を高めるため、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする枠組みを望む声

金融グループにおいて、持株会社が、より一層実体を持った中核的な存在としてその機能を発揮することを可能とするとともに、銀行本業とのシナジーが期待できる分野において柔軟な業務展開を可能とするため、金融グループを巡る制度のあり方について、検討が必要ではないか。

金融持株会社を通じた機能発揮

金融持株会社による戦略的な経営方針の策定

グループ全体の経営・リスク管理の強化

等

グループ全体での柔軟な業務展開

金融持株会社等によるグループ共通業務の統合的な実施

金融持株会社傘下の子会社の業務範囲の柔軟化

等

金融事業を巡るシナジー、コスト削減効果の拡大

1. 業態別子会社による相互参入

○ 「新しい金融制度について」（H3.6.25 金融制度調査会答申）【抜粋】

1. 新しい金融制度の枠組みに関する基本的考え方

- ✓ 新しい金融制度の枠組みにおいては、利用者の立場を最優先として、それぞれの金融機関がその特性を活かしながら多様化・高度化する利用者のニーズに対応できるようにすることが必要である。このため、各業態の金融機関が相互に他業態の業務にも幅広く参入していくことができるようにすることが適当である。
- ✓ また、金融制度の見直しは今や世界的な潮流となっており、いずれの国においても、制度見直しに当たっては、金融機関の業務範囲をできるだけ幅広いものとする方向にあり、国際性の観点からも、我が国においても、幅広い相互参入を行うことが適当である。
- ✓ なお、新しい金融制度の枠組みを考えるに当たっては、金融秩序の維持の視点から、預金者保護、信用秩序の維持、利益相反による弊害の防止、金融機関による企業支配の回避、参入段階における競争条件の公平性、現行制度との連続性等にも配慮する必要がある。

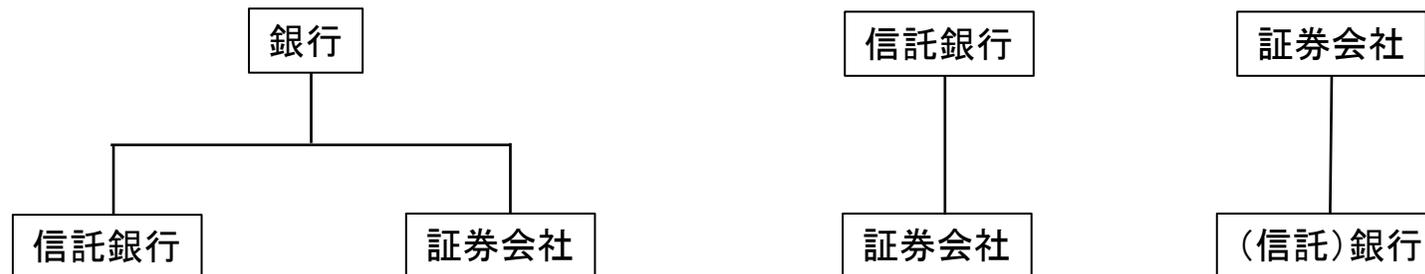
2. 相互参入の方式

- ✓ 別組織を用いる場合については、まず、米国のような持株会社形態を活用することが考えられる。しかし、持株会社を禁止する「独占禁止法」第9条は我が国産業全体に関するものであり、現時点においては、金融制度見直しという目的だけのためにその改正を求めることは適当とはいえないと考えられる。
- ✓ 従って、我が国の場合には、持株会社形態に比べれば、子会社を通じて相互参入を図るという制度的枠組みの方が相対的に問題が少ないと考えられる。



金融制度改革法（H5.4.1施行）

- 業態別子会社方式による銀行・証券・信託の相互参入を可能に



2. 純粋持株会社の解禁（独占禁止法改正）

- 「規制緩和推進計画について」（H7.3.31 閣議決定）【抜粋】
 - ✓ 公正取引委員会は、持株会社規制について、事業支配力の過度の集中を防止するとの趣旨を踏まえ、「系列」、企業集団等の問題に留意しつつ、我が国市場をより開放的なものとし、また、事業者の活動をより活発にするとの観点から、持株会社問題についての議論を深めるため、検討を開始し、3年以内に結論を得るものとする。

- 「経済構造の変革と創造のためのプログラム」（H8.12.17 閣議決定）【抜粋】
 - ✓ 持株会社規制について、事業支配力の過度の集中を防止するという独占禁止法の目的を踏まえ、持株会社を解禁することとし、独占禁止法の一部改正法案を次期通常国会に提出する。

- 「独占禁止法改正法案に対する附帯決議」（H9.5.14 衆議院商工委員会）【抜粋】 ※参議院でも同様の附帯決議
 - ✓ 金融持株会社については、競争政策の観点とともに金融政策の観点から引き続き検討を行い、その解禁に当たっては、金融関係法制の整備等の必要な措置を講じること。

3. 銀行持株会社の解禁

○ 「我が国金融システムの改革について」 (H9.6.13 金融制度調査会答申)【抜粋】

1. 持株会社制度の活用

(1) 基本的考え方

- ✓ 我が国では、戦後50年以上にわたり独占禁止法により持株会社の設立・転化が禁止されてきたが、持株会社の解禁等を内容とする独占禁止法改正法案が第140回国会において成立したところである。持株会社の解禁は、その活用を通じて事業者の活動の活発化に資するものとして期待されている。
- ✓ 金融分野における持株会社の活用については、利用者利便の向上等金融システム改革の趣旨、預金者、投資者、保険契約者の保護等の観点からの検討が必要であることから、調査会では、銀行を保有する持株会社の活用を中心とした検討を行い、証券会社及び保険会社の持株会社の活用については、それぞれ証券取引審議会及び保険審議会が中心となって検討が行われた。
- ✓ 金融システム改革における銀行の持株会社活用の意義・役割を整理すれば以下のとおりである。
 - 持株会社の解禁は、銀行の経営形態の選択肢の拡大をもたらすものである。持株会社の活用により、分社化を通じた専門化・高度化した金融サービスの提供が可能となるとともに、銀行による金融関連の新規分野への参入や銀行以外の業態からの銀行分野への参入、特定の部門からの撤退を円滑化すると考えられる。さらに、持株会社の傘下で金融業務を営む子会社間における相乗効果（シナジー効果）の発揮も期待できる。

したがって、このような持株会社の活用により、金融分野での競争の促進と銀行経営の効率化が期待されるとともに、利便性や資産運用の効率性を高めるような金融サービスの開発・提供が促進され、利用者利便の向上に資すると考えられる。

これまでの変遷③（続き）

- また、同一持株会社の傘下の子会社（兄弟会社）間は親子会社間に比して直接の出資関係が希薄であり、持株会社の経営管理のあり方にもよるが、基本的にはそれぞれの経営の状況が相互に直接的な影響を与えにくい仕組みである。

したがって、兄弟会社の経営悪化によるリスクも親子会社の場合に比べ及びにくいと考えられ、リスク遮断等の面では相対的に優れていると考えられる。さらに、持株会社を通じた兄弟会社化による合併代替、業務提携の強化も可能となるため、銀行経営の基盤の強化にも資すると考えられ、銀行経営の効率化と相まって、金融システムの安定化にも資することが期待される。

- このように持株会社の活用は、金融の効率化、金融システムの安定化及び利用者利便の向上に資することが期待され、金融システム改革の中で重要な役割を担うものと考えられる。なお、諸外国では、持株会社は銀行の経営形態として活用されているところである。

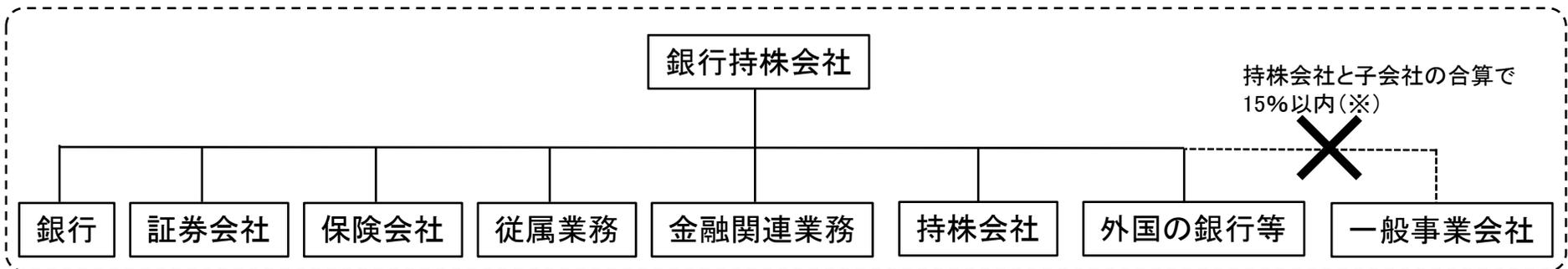
- ✓ 同一持株会社の経営管理の下で銀行といわゆる一般事業会社の経営が行われることについては、銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨（銀行業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等）、銀行についてはその公共的な性格からセーフティーネットが存在すること等からすれば、基本的には銀行を保有する持株会社が一般事業会社を保有することは必ずしも適当ではないと考えられる。

これまでの変遷③（続き）

- ✓ ただし、銀行を保有する持株会社の一般事業会社保有を制限する場合であっても、情報通信分野等の技術革新等を背景に金融サービスの高度化・多様化が進展しており、金融関連分野と一般事業の境界が必ずしも明確に区分できなくなってきたという面もあることから、そのような実態の変化も踏まえつつ、金融の効率化や利用者利便の向上等の視点に立って、弾力的に対応していくことが必要と考えられる。

持株会社関連二法（H10.3.11施行）

- 銀行持株会社の解禁（銀行持株会社に関する規定の整備）



(※1) ベンチャー・ビジネス企業や従属業務子会社を除く子会社の取得には認可が必要

(※2) 保険会社と銀行業との子会社形態による相互参入は平成12年10月に解禁

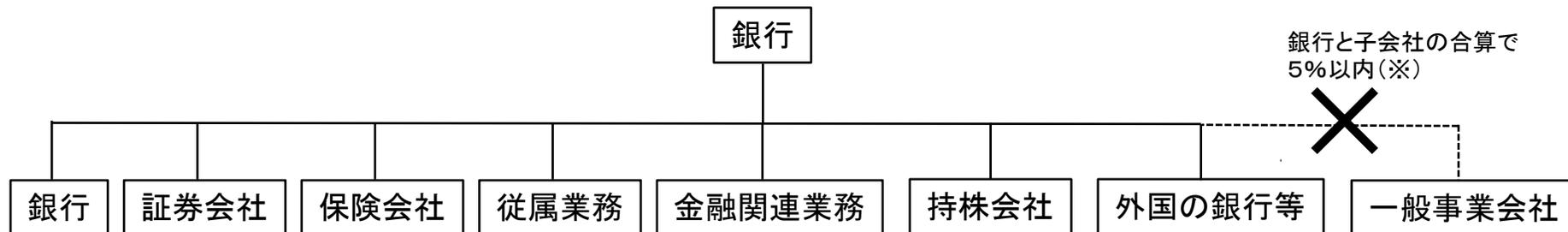
4. 銀行グループ(親子会社形態)の業務範囲の拡大

- 「銀行グループのリスクの管理等に関する懇談会報告書」(H10.1.30 金融制度調査会)【抜粋】
 - ✓ 銀行業等を営む会社を子会社とする持株会社の設立を可能とする銀行法の改正法等が成立したところである。親子会社形態についても、グループ形成の際のコスト面等において持株会社形態とは異なるメリットがあることから、銀行がこれを活用して利用者利便の向上と国際的な競争を行いうる枠組みを整備し、組織形態選択の自由度を更に高めていくことが必要である。
 - ✓ 銀行グループの業務範囲について考える場合には、全体としてのPR、ノウハウやシステムの共有、重複業務の削減、金融商品・サービスの相互補完的提供、意思決定の迅速化等の様々なメリットが発揮されうることに留意する必要がある。一方で、銀行の他業禁止の趣旨を銀行グループに及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすることも必要である。以上を勘案すれば、銀行グループは、一般事業を営む会社を含みえないこととしつつ、金融関連分野の業務を営む会社を幅広くグループ化しうるとすることが必要である。この点は、銀行持株会社グループについては、既に法制化されており、親子会社グループについても、銀行子会社を含め、同様の業務範囲とすることが適当である。
 - ✓ 業務範囲規制を実効あるものとするため銀行持株会社グループに課せられている一般事業会社の株式保有割合制限は、親子会社グループに対しても課すことが必要である。その際、比率については、親子会社グループは、出資先会社の破綻による財務上の損害の銀行への波及という受動的な側面でのリスク遮断が相対的に劣ること、中核会社が銀行であって一般事業への関与からより厳格に遮断すべきことから、持株会社グループよりも低いものとする必要がある。具体的には、一般事業会社について現行独禁法上5%とされている株式保有割合制限を参考に決定することが適当である。

これまでの変遷④（続き）

金融システム改革法（H10.12.1施行）

- 銀行の子会社範囲の整備
- 銀行の株式保有割合制限（5%ルール）の導入



(※1)ベンチャー・ビジネス企業や従属業務子会社を除く子会社の取得には認可が必要
(※2)保険会社と銀行業との子会社形態による相互参入は平成12年10月に解禁

(参考)持株会社関連二法(H10.3)で整備



5. 主要株主に関するルールの整備

- 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」
(H12. 12. 21 金融審議会第一部会報告)【抜粋】
- ✓ 異業種が銀行業に参入するなどの新しい動きは積極的に評価すべきであるが、同時に、銀行経営の健全性確保の観点から、このような動きにマッチした適切なルール整備も必要である。
 - ✓ 銀行経営の健全性の観点から、新規に免許を取得して銀行業を開始する場合にとどまらず、既存銀行の相当程度の株式を取得して銀行経営に関与しようとする株主については、法人であれ個人であれ、取得時及び取得後を通じた行政による適切なチェックの仕組みを整えることが必要と判断される。この仕組みは、個々の規制の間の相互関連性に留意して、全体としてバランスのとれた体系として構築すべきである。
 - ✓ 企業会計の実質影響力基準による株主（法人のみならず個人等を含む単体又はグループの株主で20%以上の株式を保有する者。ただし、人的な関係や融資等の取引関係等を通じて重要な影響を与えることができる場合は15%以上等。）になろうとする者については、銀行の経営に対する実質的な影響力に着目して、「主要株主」と位置付け、株式取得に関し認可制とした上で、行政による適切な監督の対象とすることが適当である。

これまでの変遷⑤（続き）

- ✓ 銀行の破綻はセーフティネットの存在により、預金者全体の負担やさらには公的な負担に結びつく可能性があることに留意する必要がある。したがって、特に50%超保有の主要株主の場合には、単独で銀行の支配力を有しているのであるから、銀行持株会社に対する現行法上の規定を参照し、銀行経営の健全性確保のための何らかの措置を求めることが考えられる。



改正銀行法（H14.4.1施行）

- **銀行の総株主の議決権の20%以上の保有者を「銀行主要株主」として規制対象に**
（※）銀行主要株主が50%超の保有者である場合、銀行経営の健全性確保のための改善計画の提出を求める権限も当局に付与

6. 銀行グループの業務範囲の拡大

○ 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」

(H19.12.18 金融審議会第二部会報告)【抜粋】

はじめに

- ✓ 金融サービスの高度化、多様化、国境を越えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、金融グループには、自ら創意工夫を凝らしながら多様で質の高いサービスを提供していくことが、従来にも増して求められているものと考えられる。このため、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方についても、今日的な視点から、規制の趣旨や業務の特性等を踏まえて見直していくことが適当である。

1. 基本的な考え方

- ✓ 個別の業務を銀行・保険会社グループに認めるか否かについては、当該業務が銀行・保険会社本体の経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、銀行・保険会社グループ全体としての経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案した上で、きめ細かく判断していくことが適当である。その際、個別の業務を、銀行・保険会社本体、子会社、兄弟会社のいずれに認めるかについては、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、
 - ・ 当該業務と銀行・保険会社の本来的業務との機能的な親近性
 - ・ 当該業務のリスクと既に銀行・保険会社が負っているリスクとの同質性
 - ・ 銀行・保険会社本体へのリスク波及の程度等を勘案して決定すべきものと考えられる。

これまでの変遷⑥（続き）

- ✓ 兄弟会社間は、親子会社間に比べ、相互に経営に与える影響がより少ない仕組みであることを踏まえれば、銀行の兄弟会社の業務範囲については、銀行の子会社に比して緩和する余地があるものと考えられる。

実際に米国の金融持株会社（FHC）においては、本来的業務の機能やリスクとの親近性・同質性が認められるとは言い難い業務が、当局の承認の下に、金融を補完する業務として傘下の銀行の兄弟会社に認められている。

- ✓ 十分な経営管理・リスク管理が確保されることを前提として、銀行の兄弟会社に、新たに特別の業務を認めていく制度的枠組みを導入していくことが適当と考えられる。 その際の具体的な制度設計としては、例えば、

- ① 米国の金融持株会社（FHC）における補完的業務のように、行いうる業務に特段の限定をかけずに、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式
- ② 予め行いうる業務を法令で限定した上で、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式

の二つの方式がありうる。

この点、顧客のニーズに銀行グループが機動的に対応するためには、①の方式によるべきとの指摘もあるが、

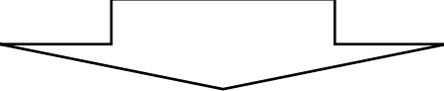
- ・ 銀行が決済機能を有することを踏まえ、他業禁止の観点から限定列举を基本としている銀行法の業務範囲規制
- ・ 行政判断の透明性確保の観点
- ・ 当局による監督の実効性確保の観点

等を踏まえれば、②の方式を基本としつつ、金融をめぐる状況の変化等に応じ可能な限り柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが、現実的な方策として適当と考えられる。

これまでの変遷⑥（続き）

2. 個別の業務

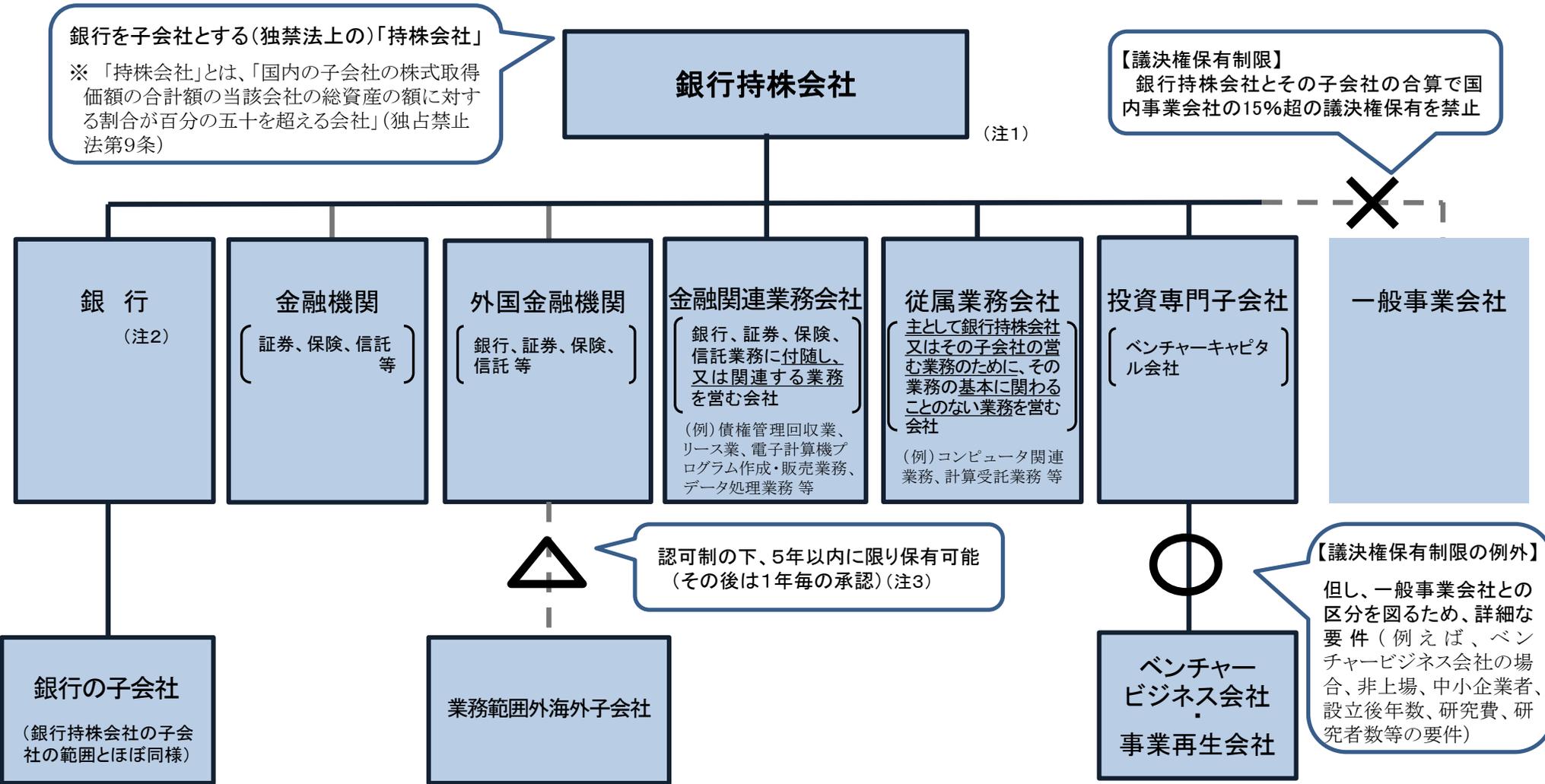
- (1) コモディティ（商品デリバティブ）
… 銀行・保険会社グループに現物決済を認めることが適當。
- (2) イスラム金融
… 銀行・保険会社グループの業務範囲に加えることが適當。
- (3) 排出権
… 銀行・保険会社本体の業務として明確に位置付ける方向で検討すべき。
- (4) リース
… 中古物件の売買・メンテナンスについては、リース業を補完する付帯的な業務として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社に認めていくことが適當。
- (5) マーチャント・バンキング
… 銀行グループによるエクイティ保有の大幅な拡充については、他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適當。
- (6) 投資助言・代理
… 銀行・保険会社本体の業務として位置付けることが適當。



改正銀行法（H20.12.12施行）

- 銀行の業務範囲の拡大（商品デリバティブ・排出権取引等）
- 銀行の子会社業務範囲の拡大（イスラム金融、リース子会社の中古物件販売等）
- 銀行持株会社の子会社の範囲の特例の導入（商品現物取引）

銀行グループ範囲の概要



(注1) 銀行持株会社は、上記の他、川下持株会社、持株特定子会社(認可を前提に一定の業務(現行、商品現物取引が規定)を行う会社)の保有が可能。

(注2) 銀行は、その子会社と合算して国内事業会社の5%超の議決権保有が禁止されている。

(注3) 外国において子会社対象会社を買収する場合に限る。外国の金融関連業務会社、外国の従属業務会社についても同様。

銀行法における銀行持株会社に係る規定の概要

※ 現行法上、持株会社は、金融機関の主要株主の一形態との位置付け

参入規制	業務・組織の規制	行為の規制
<ul style="list-style-type: none"> ● 認可制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務範囲：子会社の経営管理及びこれに附帯する業務 ● 子会社の範囲：銀行の子会社の範囲とほぼ同一 ● 持株会社と他の会社（子銀行等）の取締役の兼職に係る認可制（子銀行の経営の健全性の確保） 	<p>【経営の健全性確保のための規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大口信用供与規制※ ● 自己資本比率規制※（早期是正措置） ● 議決権の取得等の制限※ <p>【顧客の利益保護のための規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利益相反管理体制の整備 ● ディスクロージャー義務※ （貸借対照表、業務・財産の状況に関する説明資料等） <p style="text-align: right;">※ 連結ベース</p>

上記規制の実効性を確保するための監督規制

- 報告徴求、立入検査、銀行の経営の健全性を確保するための経営計画の提出命令、認可取消し

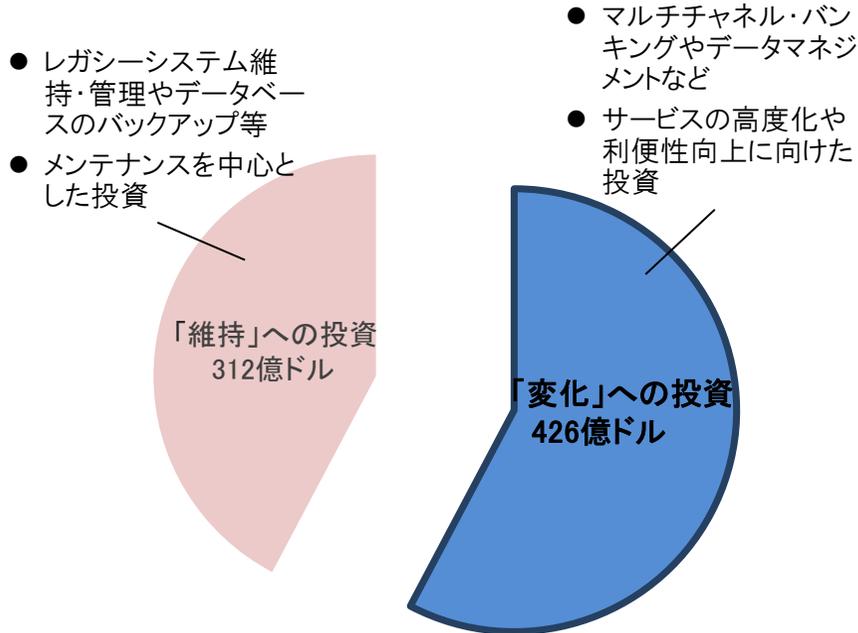
金融審議会総会（平成27年3月3日）における委員のご発言要旨

- 日本の抱えている金融環境は、大きく変わってきているので、これまでのビジネスモデルのままではなかなか日本の金融業というのは成り立たないと思う。その意味では、新たな形でのビジネスチャンスをつくるというのは大事であり、そういう意味で持株会社中心に金融ビジネスを考えていくというビジネスモデルは正しい方向性だと思う。
- その際、持株会社自体のコーポレートガバナンスをどのように強化していくのかということが、持株会社の仕組みを考える上で重要だと思う。また、こういう問題を考える上では、グローバルなスタンダード、それプラス、日本が抱えている固有の問題というものを、どのようにバランスを取りながら考えていくのかということは常に大きな問題だと思うので、そういう点も踏まえながら議論をぜひ深めていただきたい。
- 銀行持株会社に対する規制が非常に厳しくなっているという点が、他の規制と本当に整合的なのかどうかというのは、これまで本格的には検討されたことがなかったと思われる。持株会社規制の導入以後、15年近く経過しており、その間にも銀行業務の位置付け、銀行に期待される役割というのは随分変わっているので、現在のような規制を見直す必要はないかということの本格的に検討することは非常によいこと。
- 技術革新の動きは非常にスピードが速いので、（銀行グループの業務範囲について）限定列挙のものを広げていくということだけでなく、個別に非常に健全性の高いところについて、またはガバナンスがきちんとできているところについて、個別に認可をしていくというようなやり方も含めて、幅広く検討していただければと思う。

關 連 資 料

- 金融審議会では、決済業務の高度化についての審議が進められているが、そこでの議論等を通じ、この問題が、金融グループのIT戦略、更には、グループ全体の経営戦略の問題と密接不可分である、との認識。

米銀のIT予算の優先投資分野（2014年）

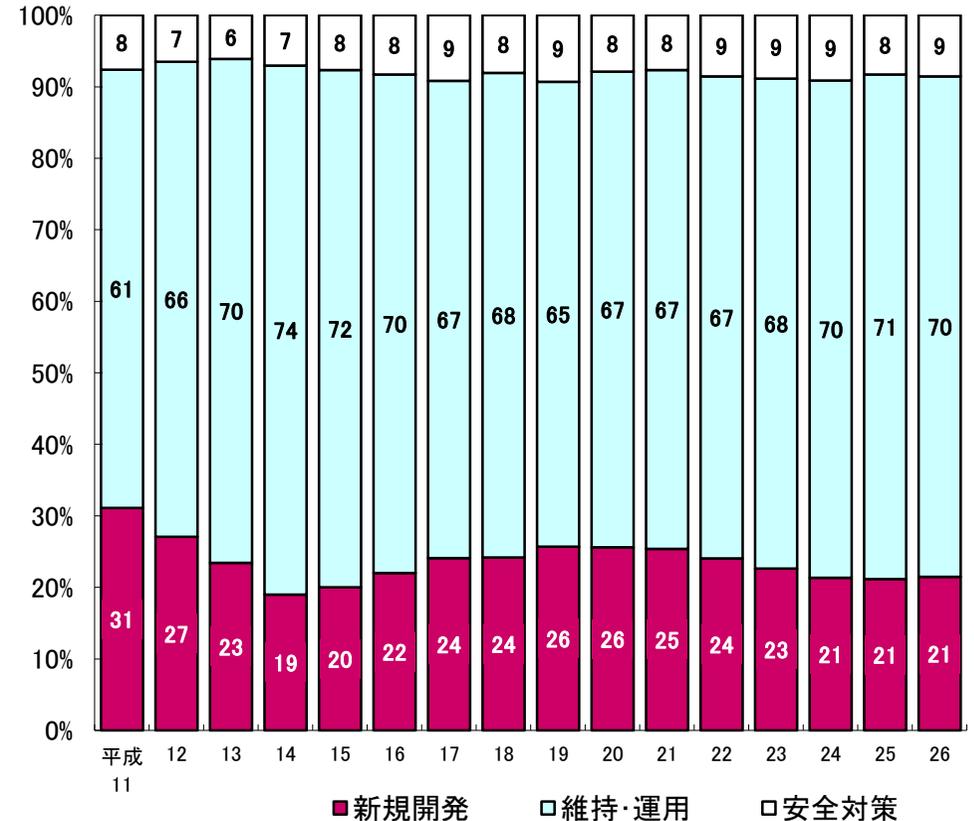


(資料) Technology Business Research

(注) 総資産額10億ドル以上の北米地域の大手金融機関とITベンダの幹部ら約200人を対象に実施

(出典) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回株式会社日本総合研究所 説明資料

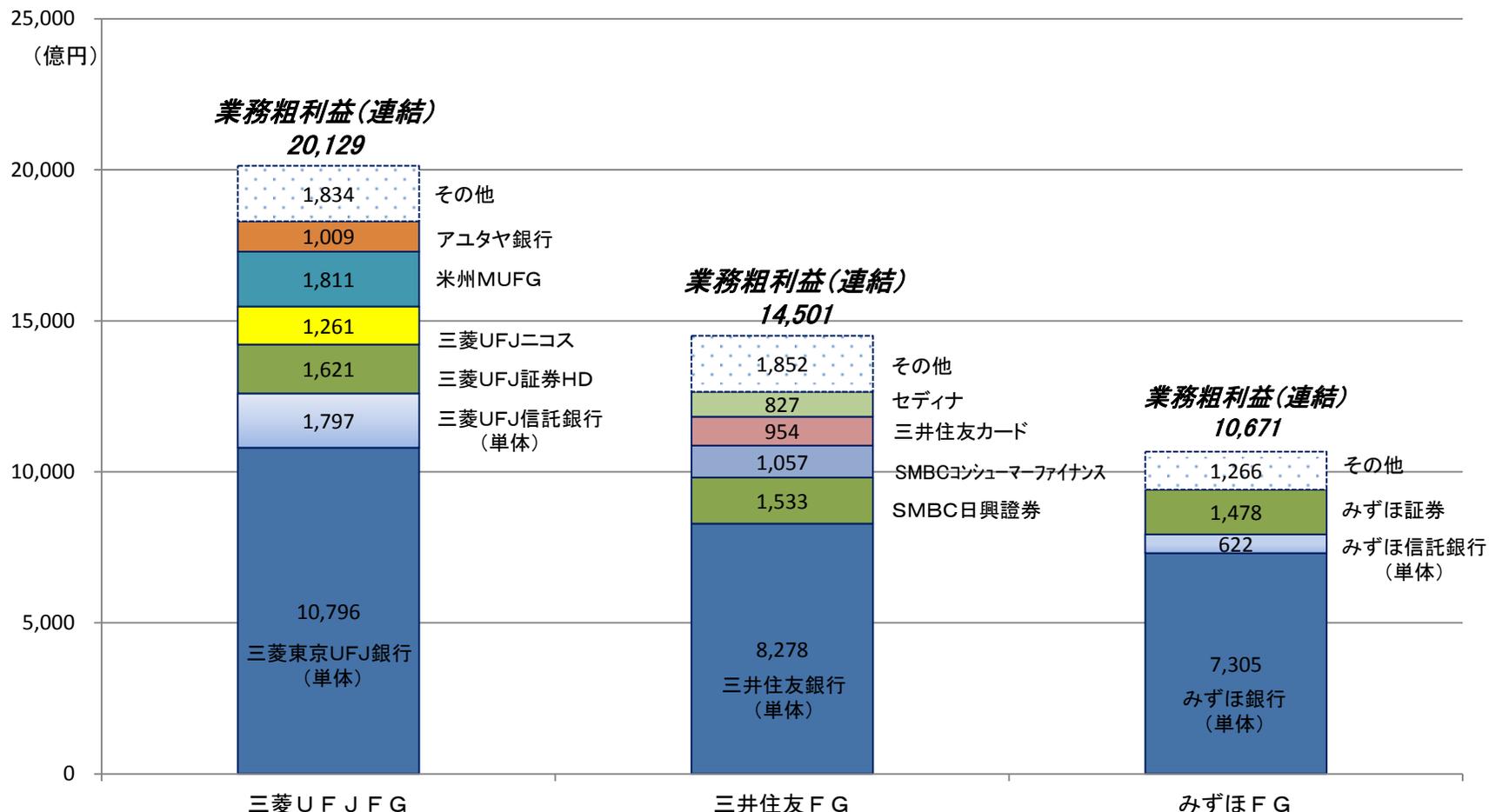
邦銀のシステム関連経費の目的別内訳



(出所) FISC「金融機関業務のシステム化に関するアンケート調査」(平成26年3月)

金融グループの業務状況

○ 金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は、低下の傾向。



(注)「その他」には、上記以外のグループ会社(海外事業を含む)の業務粗利益のほか、内部取引の調整額を含む。

(出典) 各グループの平成26年9月中間期決算説明資料。

➔ 近時の国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を母国当局が責任を持って監督していくべきとの流れ。

金融グループを巡る国際的な議論①

グループ・ベースでの監督

- 金融グループの業務展開の多様化等に伴い、連結ベースで、グループ全体を監督することの重要性について、国際的な認識が高まっている。

バーゼル・コア・プリンシプル(2012年改訂版)

- 銀行監督の重要な要素は、監督当局が、銀行グループが世界各地で行っている業務の全ての側面を適切に監視しつつ、必要に応じて健全性に関する基準を適用し、銀行グループを連結ベースで監督することである。(原則12)

リスク・アペタイト報告書(2013年、金融安定理事会(FSB))

- システム上重要な金融機関(SIFIs)の監督の実効性を高める観点から、FSBが「実効的なリスクアペタイト枠組みの原則」を公表。報告書では、「グループとして許容するリスクの水準について、経営陣等が対話・理解・評価することが可能となるようなグループ横断的な枠組みとすべき」旨、提言。

グループ・ベースでの健全性の強化

- 金融機関の健全性(自己資本等)についても、(持株会社を含めた)連結ベースでその質・量を強化する流れ。

バーゼルⅢ

- グループベースで健全性の強化を図っていく観点から、自己資本要件の厳格化や自己資本比率の最低水準の段階的引上げ等を実施・検討。

金融グループを巡る国際的な議論②

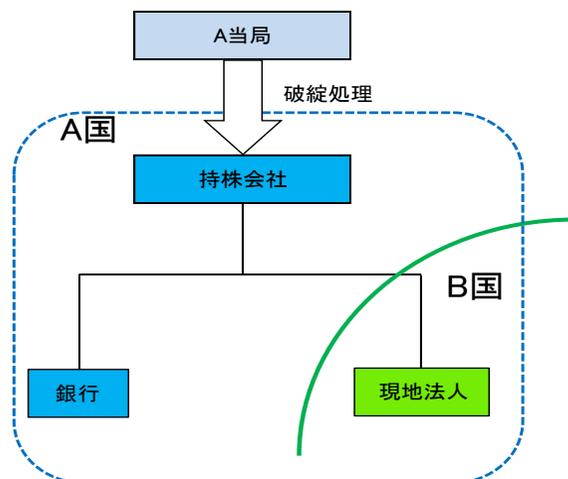
金融グループの破綻処理アプローチ

- 国際的な金融グループの破綻処理のアプローチとしては、大きく分けて、SPE (Single Point of Entry)とMPE (Multiple Point of Entry)の2つのアプローチが存在。国際的には、母国当局が持株会社に処理権限を行使し、グループを一体的に処理するSPEを、望ましい破綻処理アプローチとして検討している国が多い。

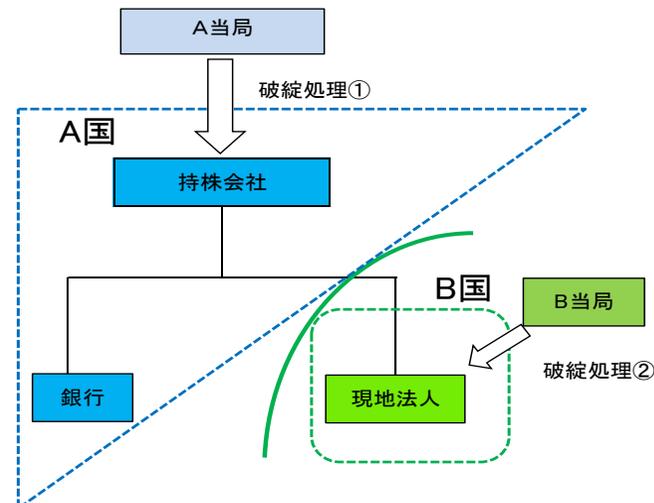
巨大銀行の破綻時の損失吸収力(TLAC)

- 金融安定理事会(FSB)は、「大きすぎて潰せない(Too big to fail)」問題への対応として、グローバルにシステム上重要な銀行グループ(G-SIBs)に対し、破綻時に損失吸収及び資本再構築に充てることのできるよう、自己資本に加えて長期社債等を予め発行・保有することを義務付けるTLAC規制を提案。SPEでの破綻処理が想定される金融グループについては、持株会社がTLACを発行・保有することになる予定。

SPE (Single Point of Entry)



MPE (Multiple Point of Entry)

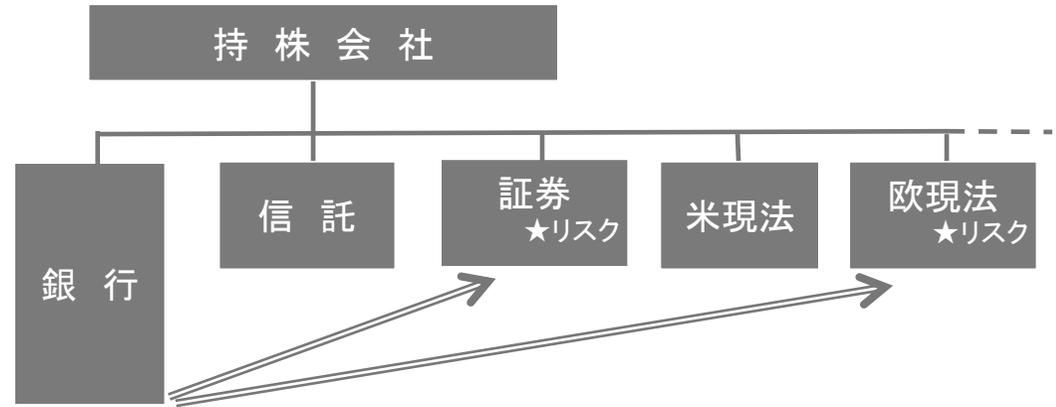


※ SPEは、破綻金融機関グループの持株会社の母国当局が、グループ全体を一体として破綻処理を実施。
MPEは、破綻金融機関グループに対して、関係する各国当局がそれぞれに自国内の拠点に対して破綻処理を実施。

金融グループにおける経営管理上の課題

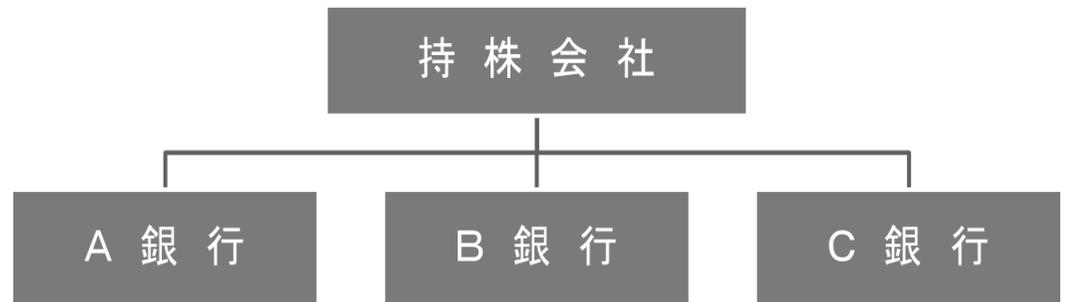
- 規模・複雑性・国際性、システミックな相互関連性を踏まえた、より強固なグループ・ベースでの経営管理態勢
- 持株会社の役割の明確化を含めたグループ全体の経営管理の高度化

(平成26年度金融モニタリング基本方針)



グループ全体に対する十分な経営管理が可能か？

- グループのシナジー、コスト削減効果を高めるため、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする枠組みを望む声

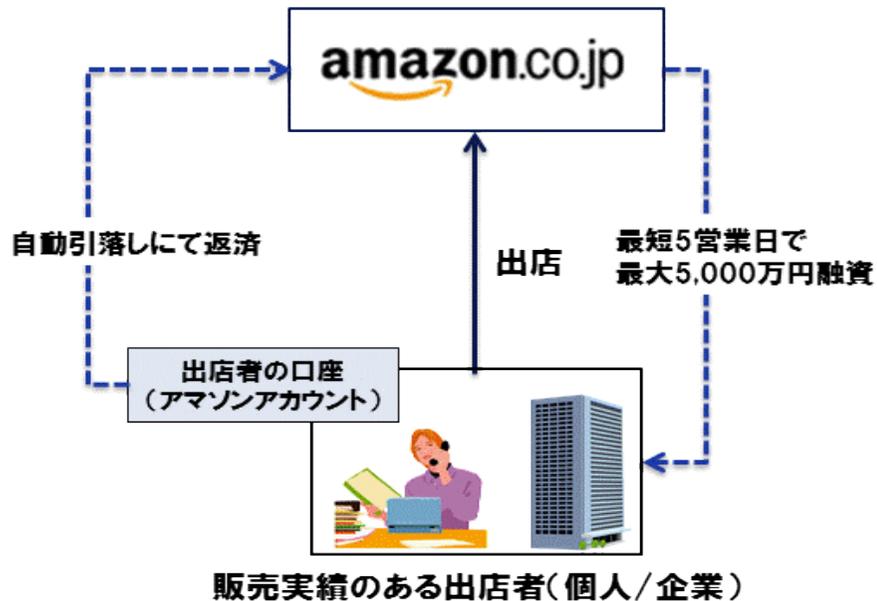


共通部分をどこまで持株会社等に切り出していくことが可能か？

銀行グループの業務範囲に関する要望・意見の例

①電子商取引ビジネスへの出資

【Amazon社の例】



(出典) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第1回
株式会社NTTデータ経営研究所 説明資料

➡ 銀行グループにおいても、銀行業務とのシナジーを追求すべく、電子商取引ビジネスへの出資等を可能として欲しい。

②金融関連ITベンチャー企業への出資

欧米の金融機関は、これからの競争相手は、Googleやfacebookであるとの認識の下、金融関連のITベンチャー企業への出資・買収を活発化、との指摘。

➡ 日本の銀行グループにおいても、金融関連のITベンチャー企業への出資等を可能とし、戦略的なIT投資の途を拡げて欲しい。

③銀行間での決済関連事務の受託

金融機関では、決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しを巡る動きが活発化する可能性、との指摘。

➡ 銀行間での決済関連事務の受託等を容易化し、銀行間や銀行グループ内での連携・協働を容易にして欲しい。

米国の金融持株会社制度の概要

- 米国では、銀行法とは別途、銀行持株会社法 (Bank Holding Company Act of 1956) が存在。同法の下で、銀行持株会社 (Bank Holding Company) は、銀行業務及び銀行業務に密接に関係する業務を営むことが可能。
- 更に、GLB法 (Gramm-Leach-Bliley Act of 1999) により、銀行持株会社法が改正され、特に自己資本が充実し経営管理の状況が良好と認められる持株会社 (Financial Holding Company) グループについては、通常の銀行持株会社グループに比して、より柔軟な業務展開が許容されている。

(BHCとFHCの業務範囲のイメージ)

